

特別償却の付表（十九）の記載の仕方

1 この付表（十九）は、青色申告法人又は連結法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、産業振興機械等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

(1) 措置法第45条第2項又は第68条の27第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》

(2) 平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第45条第2項又は第68条の27第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》

(3) 平成26年改正前の租税特別措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第45条第2項又は第68条の27第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》
ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した産業振興機械等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 この付表（十九）は、次の(1)又は(2)の場合に応じ、それぞれ次のとおり記載します。

(1) 措置法第45条第2項の表の第4号の下欄（又は第68条の27第2項の表の第4号の下欄）に掲げる設備につき措置法第45条第2項（又は第68条の27第2項）の規定の適用を受ける場合…まず、(21)欄から(31)欄までの各欄を記載し、次いで、(16)欄から(20)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(15)欄までの各欄を記載します。

(2) (1)以外の設備につき措置法第45条第2項（若しくは第68条の27第2項）、平成27年旧措置法第45条第2項（若しくは第68条の27第2項）又は平成26年旧措置法第45条第2項（若しくは第68条の27第2項）の規定の適用を受ける場合…まず、(16)欄から(20)欄までの各欄を記載した後、(1)欄から(15)欄までの各欄を記載します（(21)欄から(31)欄までの各欄の記載は不要です。）。

3 「割増償却の種類1」は、次に掲げる規定のいずれに係るものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内に該当年数を記載してください。

なお、「（ ）号」内には、それぞれの表の該当号を記載してください。

(1) 措置法第45条第2項（又は第68条の27第2項）の表（以下「表」といいます。）の各号

(2) 平成27年旧措置法第45条第2項（又は第68条の27第2項）の表（以下「平27旧表」といいます。）の各号

(3) 平成26年旧措置法第45条第2項（又は第68条の27第2項）の表（以下「平26旧表」といいます。）の各号

4 「事業の種類2」には、産業振興機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「産業振興機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、産業振興機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その産業振興機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

6 「産業振興機械等の名称4」には、産業振興機械等に該当する資産の名称を記載します。

7 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「車庫用」、「作業場用」、「展示場用」等の用途を記載します。

8 「設置した工場、事業所等の名称6」には、産業振興機械等を設置した工場、事業所、作業場等の名称を記載します。

9 「取得価額11」には、産業振興機械等の取得価額を記載します。

ただし、その産業振興機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

10 「割増償却率13」の分子は、次の産業振興機械等の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 産業振興機械等が表の第1号から第3号まで、平27旧表の第1号から第3号まで又は平26旧表の第1号若しくは第2号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合

イ 機械装置…「32」

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「48」

(2) 産業振興機械等が表の第4号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合

イ 機械装置…「24」

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「36」

11 「償却・準備金方式の区分15」は、その産業振興機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「中小規模法人の判定16」は、資本金の額又は出資金の額が5,000万円又は有しない場合(措置法第42条の4第8項第8号に規定する適用除外事業者に該当する場合を除きます。)には「中小規模法人」を、それ以外である場合には「その他の法人」を○で囲みます。

(2) 「取得等をした設備の区分17」は、法人が(16)欄の「その他の法人」に該当する場合において、取得等をした設備につき、新設又は増設に係るものであるときは「新増設」を、それ以外のものであるときは「その他」を○で囲みます。法人が「その他の法人」に該当する場合で「その他」に該当するときには、措置法第45条第2項(若しくは第68条の27第2項)、平成27年旧措置法第45条第2項(若しくは第68条の27第2項)又は平成26年旧措置法第45条第2項(若しくは第68条の27第2項)の規定の適用はありませんので注意してください。

(3) 「特定地域の指定等年月日18」には、表の各号、平27旧表の各号又は平26旧表の各号の区分に応じ、それぞれ次の年月日を記載します。

イ 平27旧表の第1号…半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣に指定された年月日

ロ 表の第2号…離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣に指定された日

ハ 平26旧表の第2号…次の区分に応じ、それぞれ次の年月日

(イ) 離島振興対策実施地域…離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣に指定された年月日

(ロ) 奄美群島…奄美群島の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣に指定された年月日

ニ 表の第1号、表の第3号又は表の第4号…記載は必要ありません。

(4) 「特定地域の名称19」には、例えば「伊豆諸島」、「対馬島」等のように特定地域の名称を記載します。

(5) 「その他参考となる事項20」には、その資産が産業振興機械等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

13 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、措置法第45条第2項の表の第4号の下欄(又は第68条の27第2項の表の第4号の下欄)に掲げる設備等につき措置法第45条第2項(又は第68条の27第2項)の規定の適用を受ける場合に、その設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況(その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合24」が50%以上となる場合又は「保有割合26」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、その設備等につき措置法第45条第2項(又は第68条の27第2項)の規定の適用はありませんので注意してください。

(2) 「発行済株式又は出資の総数又は総額21」の内書は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に使用し、その有する自己の株式又は出資の金額がある場合に、その数又は金額を記載します。この場合、「保有割合24」及び「保有割合26」の各欄は、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。

(3) 「大規模法人の保有する株式数等の明細27～30」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人(平成31年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度については、イ又はロの法人をいいます。)をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(4) 中小規模法人、中小企業者又は中小連結法人に該当する法人については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度分にあつては、その当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額（別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0）又は連結所得金額（別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「適用除外事業者」といいます。）に該当する場合には、次のイ及びロの点に注意してください。

イ 半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る措置において、中小規模法人で適用除外事業者に該当する法人については、設備の取

得等が新增設に係るものに限定されるとともに、製造業又は旅館業を営む法人で、適用除外事業者に該当する法人が対象設備を取得等した場合の取得価額要件が2,000万円以上となります。

ロ 振興山村に係る措置において、中小企業者又は中小連結法人のうち適用除外事業者に該当する法人については、その適用対象から除かれることとなります。なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者に該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があつた場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があつた場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法第42条の4第8項第8号及び措置法令第27条の4第13項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があつた場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があつた場合など措置法第68条の9第8項第7号及び措置法令第39条の39第12項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

(5) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。